

Global Tax Update

インド

デロイトトーマツ税理士法人

2018年5月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. インド政府は2018年退職金支払法(改正)を発表¹:退職金の上限を200万ルピーに引上げ

現在、1972年退職金支払法の対象の民間企業勤務者で勤続年数5年以上の者は、同法の規定に基づいて算定された退職金を受け取る権利を有している。同法では、社員が退職、辞職、老齢退職する際に100万ルピーを上限として退職金を支給するものと定めている。

インフレと賃金上昇を踏まえ、インド政府は2018年退職金支払法改正案を国会に提出した。この法案が成立すると、政府は、退職金算定の際の勤続期間に算入できる育児休暇期間や、社員に支払う退職金の上限額を通知できるようになる。

同法案は、大統領の承認を得て、2018年3月29日付けで発効した。中央政府は、2018年3月29日から発効する主な変更点を発表した。主な変更点は以下のとおりである。

- 同法に基づき、社員に支払われる退職金の上限額は100万ルピーから200万ルピーに引き上げられた
- 女性社員に関しては、退職金算定時の勤続期間に含める育児休暇期間を従来の12週から26週に増加させた。2017年育児休業法(改正)に則した形への変更である

2. 判例:外国企業が駐在員を派遣することによる恒久的施設(PE)リスク²は存在しない

控訴裁判所は、外国企業と駐在員は継続的に連絡を取りあっていたものの、インドに恒久的施設(Permanent Establishment:以下「PE」)が存在すると判断するためには、あらゆる事実を検討する必要があるとの判決を下した。

事実の検討によれば、外国企業と駐在員間の連絡の内容は、インドの消費者の傾向や嗜好、在庫状況、市場戦略等に関する情報に触れていた。この情報は、当該外国企業が市場の嗜好等を踏まえ、商品企画における意思決定を行う上で役立つもので、インド法人に対しても利益をもたらすことが見込まれるものであった。

控訴裁判所は、駐在員は、外国企業とのやり取りを通じて、インド法人の従業員として機能を果たしているにすぎず、外国企業としてインドで事業活動を行っているのではないとの判決を下した。したがって、当該外国企業はインドにPEを有していないと判断された。

なお、外国企業が駐在員を通じて、インド法人にサービスを提供しているとみなされたとしても、租税条約(DTAA)³にサービスPE条項が定められていない限りは、サービスPEを有していることにはならない。

駐在員の派遣がPEリスクを引き起こすのか否かという問題は、依然として訴訟の争点となっているが、今回の判決自体は極めて好意的に受け止められる。控訴裁判所は、具体的な事実を踏まえ、インドの子会社の社員代表である

1 インド官報 2018年3月29日付通達 S.O.1419(E)、2018年3月29日付通達 S.O.1420(E)、2018年3月29日付通達 S.O.1421(E)で発表

2 Samsung Electronic の事例: デリー所得税上訴裁判所 (Income-tax Appellate Tribunal: ITAT)

3 インド・韓国二重課税防止条約

というだけでは、当該インド法人が駐在員により提供されるサービスの最終受領者である限りは、PEを構成することにはならないという点を強調した。

これらは事実を基にした判決であり、上記判決を根拠とする際には税務の専門家に相談されたい。

3. 物品・サービス税(GST)の導入

(1) E-Way Bill(電子運送証明書)は、以下5カ所の連邦直轄領においては作成不要

インド政府は、GST評議会の勧告に基づき、引き渡しを受けた物品の価値にかかわらず、以下の連邦直轄領で物品の移送を開始し、かつ、完了した場合においては、電子運送証明書の作成は不要とする旨を発表した。

- アンダマン・ニコバル諸島⁴
- チャンディーガル⁵
- ダードラー及びナガル・ハヴェーリー連邦直轄領⁶
- ダマン・ディーウ連邦直轄領⁷
- ラクシャディープ諸島⁸

(2) 期限の延長

通し番号	基準	内容	期限
1	売上高合計が1500万ルピー以内 ⁹	Form GSTR1に2018年4月～6月における国外供給に関する詳細を記載(四半期毎)	2018年7月31日
2	売上高合計が1500万ルピー超 ¹⁰	Form GSTR1に国外供給に関する詳細を記載(月次)	2018年4月: 5月31日 2018年5月: 6月10日 2018年6月: 7月10日
3	データ入力サービス提供者(Input Service Distributor)による納税申告期限の延長 ¹¹	2017年7月～2018年4月につき、GSTR6に詳細を記載	2018年5月31日

4. 外国政府・外国政府関連法人による共同投資の上限額を明確化: 外国ポートフォリオ投資家(FPI)に関する最新情報

インド証券取引委員会(Securities Exchange Board of India: 以下「SEBI」)は通達¹²により、同一の外国の法域から投資を行う外国政府・外国政府関連法人は、投資許容限度額の決定を目的とした単一のFPIとみなされる旨を明確に規定した。前述の同一法域に属する法人の持株合計は払込資本総額の10%未満までとする。また、インド政府が主権を有する政府と契約又は条約を締結し、当該契約又は条約において特定の法人を独立した別個の法人であると認める場合、SEBIは当該契約又は条約が有効な間、当該契約又は条約に定める条件に従い、当該法人を同様のものとして認めることができる旨が明示された。

4 2018年3月31日付 Union Territory Tax 通達 No. 2/2018

5 2018年3月31日付 Union Territory Tax 通達 No. 3/2018

6 2018年3月31日付 Union Territory Tax 通達 No. 4/2018

7 2018年3月31日付 Union Territory Tax 通達 No. 5/2018

8 2018年3月31日付 Union Territory Tax 通達 No. 6/2018

9 2018年3月28日付 Central Tax 通達 No. 6/2018

10 2018年3月28日付 Central Tax 通達 No.18/2018

11 2018年3月28日付 Central Tax 通達 No.19/2018

12 2018年4月10日付

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni

pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

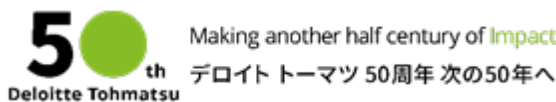
〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services



デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュートーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001